

## 児童虐待防止対策の充実

(平成16年度予算)                      (平成17年度概算要求)  
16,571百万円      →      17,053百万円

児童虐待防止対策については、児童虐待防止法の改正や児童福祉法改正法案の国会提出など、その充実を図ってきたところであるが、全国の児童相談所に寄せられる虐待に関する相談処理件数が増加し、特に対応が難しいケースが増加していることを踏まえ、より一層の充実を図り、予防から社会的自立に至るまでの切れ目ない支援体制を確保することとし、発生予防や早期発見を促進する観点から育児支援家庭訪問事業の推進や児童相談所の機能強化、要保護児童の自立に向けて施設の小規模グループケアの推進や自立援助ホームの拡充などを盛り込んでいる。

### 1 平成17年度概算要求の内容

#### (1) 予防体制の充実

- 育児支援家庭訪問事業の推進 2,021百万円

出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業の実施を着実に推進する。

957市町村

- つどいの広場事業の推進 3,175百万円

子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」の身近な場所での設置を推進する。

500か所 → 1,000か所

- 市町村地域子育て支援推進強化事業 586百万円

子育て支援事業の円滑な導入や推進を図るため、他の市町村からの講師や職員の招へい、親子が外出した際に役立つ子育てバリアフリーマップの作成・配布、主任児童委員等を中心とした子育て支援委員会の設置等を推進する。

- 児童ふれあい交流促進事業 287百万円

718市町村

○ 子育て短期支援事業 200百万円

育児不安や育児疲れなどの場合に児童養護施設等において児童のショートステイ、トワイライトステイを実施する。

(2) 早期発見、早期対応体制の充実

○ 児童相談所の機能強化（児童虐待防止対策支援事業） 558百万円

児童相談体制のより一層の充実強化を図るため、「家庭支援体制緊急整備促進事業」と「子育て支援総合推進モデル都道府県事業」を整理し、新たに夜間休日を問わず対応する「24時間・365日体制整備事業」及び児童福祉司の任用資格に加えられる予定である職種に対する「児童福祉司資格取得のための研修」を加えた「児童虐待防止対策支援事業」を実施する。

24時間・365日体制強化事業

次期国会に継続審議とされた「児童福祉法の一部を改正する法律案」により、新たな通告先となる市町村を支援する観点も踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制整備を図る。

○ 県市 → 60 県市

児童福祉司任用資格取得のための研修

次期国会に継続審議とされた「児童福祉法の一部を改正する法律案」により、保健師等の新たな職種も児童福祉司の任用資格に加えられることから、都道府県・指定都市が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修を実施する。

○ 県市 → 60 県市

○ 児童福祉施設における被虐待児一時保護委託の促進 15百万円

一時保護委託をされた被虐待児にきめ細かな指導を行うため、被虐待児の一時保護委託を受け入れた児童福祉施設に対して、心理的なケア等を行うための経費にあてる加算を創設する。

○ 児童家庭支援センターの拡充 322百万円

地域に密着した相談、支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じる児童家庭支援センターを拡充する。

60か所 → 68か所

### (3) 自立に向けた保護・支援・アフターケアの充実

#### ○ 施設の小規模化の推進

##### 地域小規模児童養護施設

797百万円

被虐待児等を家庭的な環境の中で養育し、入所児童の社会的自立を促進するため、地域小規模児童養護施設を実施する。

100か所

##### 小規模グループケアの推進

1,777百万円

施設内において他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童を対象に、小規模グループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置する。

※ 対象施設を児童養護施設に加え、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。

#### ○ ケア担当職員の質的・量的充実

##### 家庭支援専門相談員

2,028百万円

(ファミリーソーシャルワーカー)の配置

児童養護施設等の入所児童の早期家庭復帰等を図るため児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、施設入所前から退所まで、更には退所後のアフターケアに至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置する。

##### 被虐待児個別対応職員の配置

1,546百万円

虐待を受けている児童の施設入所の増加に対応するため、児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に被虐待児個別対応職員を配置する。

##### 被虐待児受入加算

1,341百万円

児童養護施設等に入所する被虐待児にきめ細かな支援を行うための心理療法担当職員等の専門職員の確保等の経費に充てる加算をする。

##### 母子生活支援施設特別生活指導費加算

146百万円

障害のある親等処遇困難な母子が4人以上いる施設を対象に母子指導員を配置する。

151か所

## ○ 里親支援の推進

### 専門里親

154百万円

124人 → 170人（委託措置児童）

#### 専門里親への委託児童の対象拡大

従来の被虐待児童のほか、非行等により処遇困難な児童も対象に加える。

### 里親への生活援助等や里親相互間の援助

340百万円

里親からの求めに応じて援助者を派遣する「里親養育援助事業」、相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」など里親支援を実施する。

里親養育援助事業	60県市
里親養育相互援助事業	735か所
専門里親研修	60県市

## ○ 総合的な自立支援の拡充

### 自立援助ホームの拡充

126百万円

自立援助ホームのか所数の増を図るとともに、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなど自立に向けた指導が必要な児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、関係機関との調整を行う対外関係調整事業を推進する。

40か所 → 44か所

### 自立促進等事業

112百万円

児童養護施設等における入所児童のケアに関する創意工夫や自立に向けた取組を反映した事業及び早期家庭復帰につながる事業等を実施する自立促進等事業を実施する。

〔例えば、情緒障害児短期治療施設において、施設退所後の生活がスムーズに行えるよう生活指導を行う等の事業に補助。〕

### 施設退所児童等に対する就職・就学を促進のための生活福祉資金の貸付け

施設退所児童等の自立に資するため、生活福祉資金制度を活用して、退所後の児童がアパートを借りる際の当面の間の賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行う。

## 新エンゼルプランに代わる新たなプラン (新新エンゼルプラン)の策定

- 少子化社会対策大綱に基づき、28項目の具体的な行動を踏まえた具体的実施計画として、新新エンゼルプランを本年中に策定。
- 新たなプランにおいては、現在、地方公共団体や企業において行動計画を策定していることも踏まえ、働き方の見直し等の分野も含め、社会全体で今後5年間で達成すべき目標等について検討。

### 【保育・子育て支援事業等、特に計画的な整備を必要とする事業に関する概算要求の状況】

事 項 (○印は、新エンゼルプランで 目標値を掲げている事項)	16年度予算	17年度要求	(参考) 新APIにおける 16年度目標値
<b>● 就学前の児童の教育・保育の充実</b>			
○保育所受入れ児童数の拡大	207万人 (うち低年齢児 70.4万人)	212万人	低年齢児 68万人
○延長保育の推進	13,100か所	14,000か所	10,000か所
○一時・特定保育の推進	5,000か所(*1)	7,500か所	3,000か所
○休日・夜間保育の推進	750か所(*2)	820か所	300か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	500市町村	550か所	500市町村
○多機能保育所等の整備	268か所増 総計2,180か所	200か所増	計2,000か所
<b>● 放課後対策の充実</b>			
○放課後児童クラブの推進	12,400か所	13,300か所	11,500か所
<b>● 地域における子育て支援の充実</b>			
・つどいの広場事業の推進	500か所	1,000か所	---
○地域子育て支援センターの整備	3,000か所	3,300か所	3,000か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	385か所	395か所	180か所
<b>● 児童虐待防止対策の推進</b>			
・育児支援家庭訪問事業の推進	957市町村	957市町村	---
・児童家庭支援センター	60か所	68か所	---
・子育て短期支援事業	46万人	46万人	---
・小規模グループケアの推進	527か所	623か所	---
・自立援助ホーム	40か所	44か所	---
・情緒障害児短期治療施設	20都道府県	25都道府県	---
<b>● 小児医療体制、周産期医療体制の充実</b>			
○小児救急医療支援の推進	300地区	300地区	(13年度) 360地区
○周産期医療ネットワークの整備	28都道府県(*3)	34都道府県	47都道府県

(注)1. (\*1)一時保育のみのか所数、(\*2)休日保育のみのか所数、(\*3)16年度実績見込み

2. 現行の新エンゼルプランに代わる新たな目標値については、今後、市町村行動計画の数値目標等も踏まえて設定する予定。